

夢洲 IR カジノ誘致をめぐる最近の動き

大阪日日新聞 19 日 1 面左に「IR29 年開業困難」という大きな見出し記事(共同通信配信)。こうした記事が、大阪日日休刊により読めなくなるのは残念だ。

大阪府の吉村知事は 18 日、大阪 IR の開業時期について、当初想定していた 2029 年は困難との認識を記者団に示した。府市は IR 事業者との協議を進め、具体的な開業時期を早期に確定させる方針。事業者との間で結んでいる基本協定は事業者によって解除が可能だが、吉村氏は「解除の議論は一切していない」と強調した。IR 開設までは事業者との実施協定締結や、政府のカジノ管理委員会による審査、免許交付といった手続きが控える。

この記事を読んで、日本経済新聞 15 日朝刊「大阪 IR 事業者 開業判断の期限延長 府・市、9 月末まで」というタイトルの記事を思い出した。夢洲 IR 整備等基本協定における解除期限の延長を伝えたものだ。大阪府・市は 14 日、事業者が IR を開業するかどう最終判断し、正式に府・市に伝える期限について、9 月末まで約 2 カ月延長したと発表した。元々の期限は 13 日だった。府・市と運営を担う「大阪 IR 株式会社」が 13 日に延長の覚書を締結した。三者は開業に向け、着工時期など具体的な計画を定める実施協定案を策定中。同社の担当者は最終判断期限の延期について「実施協定案作成にあたり不可欠な開業年や工期が決まっておらず、府・市などとさらに話し合う必要があるため」と説明している。

政府が 4 月 14 日、府・市などによる区域整備計画を認定。府・市と大阪 IR 株式会社が結んだ基本協定は同社が認定後 90 日以内に IR を開業するか最終判断するとしている。

大阪 IR カジノの夢洲への誘致をめぐる二つの記事を読んでいて、どうも不可解なことがある。国が「条件つき」で大阪 IR カジノ計画を認定してから、3 カ月が経過するが、いまだ夢洲で IR を開業するか協議を続けている。



吉村知事は国の認定の遅れにより、IR 開業が遅れることを認めたが、早期開業を大阪府・市と大阪 IR 株式会社が望むなら、開業判断の期限を延長せずに、すぐに実施協定を締結しカジノ管理委員会による審査を受け、免許交付の手続きを進めるのではないかと。それができないのは、なぜなのか。

大阪 IR 株式会社の担当者が、記事のなかで「実施協定案作成にあたり不可欠な開業年や工期が決まっておらず」という発言に注目する。開業年や工期が決まらないのは、夢洲の軟弱地盤などが影響しているのではないかと。ほかにも、理由はあるのだろうか。

(2023 年 7 月 20 日)